

平成28年(ワ)第308号「戦争法」強行成立損害請求事件
原告 ○○○○ ほか37名
被告 国ほか4名

準備書面(11)

被告国準備書面(1)および(2)に対する反論
(本件「戦争法」による人格権・平和的生存権・不断の努力の侵害)

2018年3月30日

松山地方裁判所 御中

選定当事者兼原告

原告

被告国準備書面(1)および(2)に対する反論
—— 本件「戦争法」による「人格権」「平和的生存権」「不断の努力」の侵害 ——

目次

はじめに	3
第一、「戦争法」は、「個人の尊厳」「平和的生存権」を著しく侵害する	3
1、「戦争法」は、自衛隊部隊の「戦闘現場」での活動に道を開いた	3
2、「戦闘現場」とは、人が殺し、殺される「戦場」	4
3、ある「学徒兵」の「戦場」の葛藤	4
4、虐殺命令拒否しても葛藤は消えない	7
5、「戦場」は、「個人の尊厳」を蹂躪する	8
6、「戦争法」は、「個人の尊厳」を全うしえない事態を直面させる	9
7、個人の尊厳＝経験的事実による論証	10
8、戦争の責任を負う者と負わぬ者	12
9、小結（「戦争法」は、「個人の尊厳」「平和的生存権」を侵害する）	15
(1)「戦争法」は、憲法前文・9条・13条に反し、「個人の尊厳」を侵害する	15
(2)「戦争法」は、憲法前文・9条・13条に反し、「平和的生存権」を侵害する	16
第二、「戦争法」が、原告らの「個人の尊厳」「平和的生存権」を侵害する構造	16
1、「個人の尊厳」「平和的生存権」が侵害されないための平時の不断の努力	17
2、『茶色の朝』が示す平時の不断の努力のみが「平和的生存権」などを擁護する	18
3、「戦争法」は、原告らの平時の不断の努力の活動の侵害	18
結語——「戦争法」は、「個人の尊厳」「平和的生存権」「不断の努力」を侵害	20

はじめに

原告らは、原告準備書面(1)26頁～28頁で「本件『戦争法』による人格権の侵害の概要」を、同準備書面(3)9頁～15頁で「被告国的人格権に対する反論(概要)」を、同準備書面(6)3頁～12頁で「平和的生存権・人格権に対する侵害の明白性」を述べた。

本準備書面では、本件「戦争法」は、憲法12条の「不断の努力」への侵害であること追加し、同準備書面(9)において、「本件『戦争法』による人格権の侵害」の本質を述べ、そのうえで原告らが被る損害の本質を明らかにし、被告の準備書面(1)および同(2)の「被告国的人格権」および「平和的人格権」に関する主張に事実誤認・理由不備があり、失当であることを明らかにする。

第一、「戦争法」は、「個人の尊厳」「平和的生存権」を著しく侵害する

1、「戦争法」は、自衛隊部隊の「戦闘現場」での活動に道を開いた

蟻川恒正(日本大学教授)は、『尊厳と身分』(岩波書店)の『『個人の尊厳』と九条』の「二 戦争と『個人の尊厳』」において、「安保法案『違憲』論の根源性」として、「個人の尊厳」の侵害性を第一に上げている。その理由として、「安保法案」が、自衛隊部隊を「戦闘が起こる可能性がある地域での活動を許容することにより、自衛隊の活動範囲が活動期間中に『戦闘現場』になる可能性に道を開いた」ことを次のように述べている。

安保法案「違憲」論の根源性

2014年7月1日の閣議決定において、現内閣は、「いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」を扱い、「これまでの法律においては、活動の地域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた」と説明した上で、新たに準備する安保法制について、「従来の「後方地域」あるいはいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、……我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進めることとする」と述べるに至った。

「非戦闘地域」は「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる地域」と定義される。「非戦闘地域」という縛りを外すことにより、上記閣議決定は、自衛隊の部隊を「現に戦闘行為が行われて」いる場所でさえなければ何処にでも展開できるようにすることを目指したのである。

周辺事態法をはじめとする今日までの法制は、現に戦闘が行われている現場においてだけでなく、現に戦闘は行われていなくとも戦闘が起こる可能性がある地域においては自衛隊の活動を許さないとしている。これは、自衛隊を他国軍が展開し戦闘の可能性がある地域から確実に引き離すことを通じて、他国

による武力行使との一体化を回避し、憲法九条違反の事態を現出させないようにするためであった。上記閣議決定は、こうした縛りを取り払い、戦闘が起こる可能性がある地域での活動を許容することにより、自衛隊の活動範囲が活動期間中に「戦闘現場」になる可能性に道を開いた。(87～88頁)

2、「戦闘現場」とは、人が殺し、殺される「戦場」

蟻川は、自衛隊の活動範囲が活動期間中に「戦闘現場」になるその現場とは、人が殺し、殺される戦場であると次のように述べる。

「戦闘現場」とは、文字通り、人が殺し、また、殺される戦場である。

それは、大岡昇平が『俘虜記』(新潮文庫、1967年)において「私」をして「戦場では望まずとも私を殺し得る無辜の人に対し、容赦なく私の暴力を用いるつもりであった」と言わしめたその「戦場」であり、「この決定的瞬間に、突然私が目の前に現われた相手を射つまいとは夢にも思っていなかった」というその「決定的瞬間」が、兵士ならば誰の身にも常に不意に訪れて何の不思議もない、その「戦場」である。それは、殺されることと殺すことが等価となり、『殺されるよりは殺す』という命題が全生活を支配し、そうであるが故に、この命題のうちに『避け得るならば殺さない』という道徳が含まれていることを発見し、だからこそ、そこから、「改めて『殺さず』という絶対的要請にぶつか」る「私」のような葛藤が、目には見えないけれども、いつでも、そこそこで、演じられている、その「戦場」である。(88頁)

通常の暮らしの環境では、「人を殺さず」という絶対的要請ないし道徳心を問われ、「決定的瞬間」における選択の葛藤を迫られることなどあり得ず、そのことを考えることさえない。

しかし、人が殺し、また、殺されるという極限状況にある「戦場」では、その「決定的瞬間」にどうするかを一人一人が、決断を迫られる。

己の「いのち」を捨て去ることをいとわないという決意なしでは、その「決定的瞬間」に「自らは殺さない」ことの実践はかなわない。「自らは殺さない」との決意は困難であるが、「避け得るならば殺さない」などの道徳心ないし信条・信仰のようなものを大なり小なり、多く人は、持っているのではないかと思われる。つまり、極限状況の「戦場」にあっても、人は、「人を殺さず」「避け得るならば殺さない」という道徳的な信条が消え去ることなく心のなかに存在すると思われる。

つまり、人は、そのような「戦場」に放り込まれると日常的に、前記の選択を迫られ、人を殺すか殺されるのかとの「個人の尊厳」の葛藤を抱えることになる。このことが、「戦争法」の違憲論の根源にある。

3、ある「学徒兵」の「戦場」の葛藤

蟻川は、そのことをある学徒兵(渡部良三)の生々しい体験を綴った歌集を引用し、示している。

ある学徒兵の「大きな抵抗」

ここに一冊の歌集がある。

職業的歌人の作ではない。学徒として出征、中国に渡り、そこで体験した忌まわしいことをことばにせずにはおられず、日記を綴るには紙が欠乏しているから、形式を短歌に借りて、ありあわせの紙片に書きつけ、復員の際に軍衣袴に縫い込めて持ち帰った。戦後、国家公務員としての職業を全うした作者・渡部良三(1922年生)が、古稀を過ぎて刊行に踏み切った『歌集小さな抵抗』(岩波書店、2011年)の圧巻は、開巻劈頭から読む者を圧倒する「捕虜虐殺」と題した一群の歌である。

朝飯を食みつつ助教は諭したり
「捕虜突殺し肝玉をもて」
演習に殺人あるとは知らざりき
聞きし噂はまことなるらし

1944年春のある日、渡部が配属された部隊では、新兵教育と称して、中国人捕虜5人を初年兵ら48人によって虐殺させる演習が行われた。生きている捕虜を、ひとりひとり順に縄で木にくくりつけ、「刺突銃」と呼ばれる小銃などで新兵に刺殺させる「殺人演習」である。

縄めあり手向う恐れ全くなし
気らくに突くと戦友は怒鳴らる
あらがわず否まず戦友ら演習に
藁人形を刺す如く突く

一人目の捕虜は、教官と10人の初年兵によって刺殺され、あらかじめ掘られていた塚穴に捨てられた。

身のうちに吐くもならざる怒りあり
虐殺否む戦友ひとり無く

二人目、三人目、と進む。

傷みあり血を吹くはども激ちいて
虐殺とどむる手だてなし吾は

渡部は、自分か5人目の捕虜を最初に突く順番に当たりそうだと計算した。

渡部は、クリスチャンであった。彼は、「眩きとも独語ともつかぬ祈り」のなかで、「自分の体全体が巨大な剣山で挟み付けられたと思うような激痛」のうちに、ある声を聞く。

鳴りとよむ大いなる者の声きこゆ
「虐殺こばめ生命を賭けよ」

渡部は、虐殺を拒んだ。ここからの展開は容易に想像される通りである。昼夜とない私刑が続く。

縛らるる捕虜も殺せぬ意気地なし
国賊なりとつばをあびさる
血を吐くも呑かもならざり殴られて
口に溜るを耐えて直立不動
私刑傷いたみ夜半いねがてに首筋の
うそ寒ければ新兵は死を思う

渡部が直面したような殺人演習は、渡部の部隊に限られたものではない。これを拒むことがほとんど不可能であることは、「上官の命令は天皇の命令と心得よ」といわれた当時の日本の軍隊の実情を少しでも知る者には、何ら説明を要しまい。「虐殺[を]否む戦友[が]ひとり[として]無[かった]」としても、その場にあった誰もが心に傷を負ったであろうし、渡部の多くの僚友は、その良心をずたずたにされたに違いない。それでも、命令を拒むことはできないのである。その只中で、渡部は自己の良心を貫徹させた。これは、奇跡といわなければならない。われわれは、1944年の中国の大地を蹂躪した日本人兵士の群れのなかに、ひとりの渡部良三がいたことを知るべきである。

だが、私か渡部を取り上げるのは、そのような奇跡的といいうる彼の事績を顕彰するためではない。あるいは、唾棄すべき殺人演習を今後二度とふたたび繰り返してはならないことをいうためでもない。私か渡部を取り上げるのは、自己の良心に誓って殺人演習を拒み通しえた渡部が、にもかかわらず、良心の痛みを苦しんでいるということ、考察するに値する問題であると考えためである。渡部は、次のように詠んでいる。

すべもなきわれの弱さよ主の教え
並みいる戦友に説かずたちいつ

なぜ自分は、あのとき、自らが命令を拒否するだけでなく、木にくくりつけられた捕虜の前に進み出て、殺してはならぬ、と教官や僚友に説くことができなかったのか。渡部は、そのことを生涯悔い続けることとなる。

もちろん、その場にあつて、そんな説得を敢行することは不可能である。自ら命令を拒みえただけで奇跡であり、その上捕虜を殺してはならぬと教官や僚友に説くことなど、到底常人に期待できることでないのは、火を見るよりも明らかである。

だが、重要なことは、それでも人は苦しむということである。ひとつの奇跡をなし遂げ、さらにもうひとつの奇跡をなし遂げることは、求めるべくもないことであるけれども、渡部が苦しんでいるのが事実である以上、傍から、そんなことに苦しむ必要はないのですと提言しても、渡部の生きている現実は少しも治癒されない。(80～84頁)

4、虐殺命令拒否しても葛藤は消えない

蟻川は、虐殺命令拒否者である学徒兵の渡部が、苦しむその要因を「虐殺命令拒否者の『個人の尊厳』は虐殺命令を拒否するだけでは全うされず、虐殺命令拒否と同時に『反戦活動』もしてはじめて全うされる。虐殺命令拒否だけでは『個人の尊厳』は全うされない」と次のように述べている。

良心的兵役拒否者の「反戦活動」

渡部は、なぜ苦しむのか。

そのことを考えるヒントが、ひとりの法学者の文章のなかにある。

民法学者・法社会学者・警察研究者として卓越した業績を遺した広中俊雄(1926－2014)は、徴兵検査に「甲種合格」後、勤労働員で軍需輸送のトラック運転をしながら、1945年8月6日を広島で迎えた。正視に堪えぬ父親の遺骸を自ら搜索のすえ発見するのは翌日である。広中自身は、原爆による重大な被害を辛うじて免れた。それは、「不意に飛行機の爆音がきこえ」、「巨大な爆風が、そして轟音が、襲いかかってきた」その刹那、「爆風がくるのと、私が反射的にトラックの下へもぐりこむのと、ほとんど同時だった」からである。その日のうちに新たに負傷者救助の命を受けた広中は、「悲惨をきわめた負傷者たちをトラックで何度も市の南端の宇品へ運んだ」(広中「主題(個人の尊厳と人間の尊厳)に関するおぼえがき」『民法研究』四号(2004年))。こうして、戦後法学者となる広中の学問営為は、〈戦争と「個人の尊厳」〉という重い低音部を持ったものとして生誕する運命を得る。

その広中がほかならぬその声部を主題化した文章がある。広中は、そこで、次のように述べている。

自国民のなかには、徴兵されて敵国の人間を殺すという非人間的な仕事に耐えられない者もありうることにかんがみ、国によっては、良心的兵役拒否という制度を設け、それを申し出た者には思想・良心・信教の自由を保障してその者の個人としての尊厳を重んずるといふ姿勢をとろうとする。しかし、良心的兵役拒否者は自分と同じ国民が敵国の人間を殺すという状態を漫然と眺めつつ自己の個人としての尊厳が傷つかないことに満足していればよいというのも奇妙な話であり、彼が真に自己の個人としての尊厳を確保しようと欲するなら兵役拒否とともに反戦活動もすべきだということになるであろう(そうでなければ彼は単なる兵役回避者・兵役嫌悪者なのではなかろうか)。とはいえ、良心的兵役拒否者の反戦活動を許容することは——反戦活動は表現の自由の問題であるといえようが——国家にとって困難とみられる……。このようにみえてくると、日本の憲法九条のように「戦争の放棄」をすることが選択すべき道として明快であり最もすぐれていると考えられる(広中『戦争放棄の思想についてなど』(創文社、2007年))

戦争の問題に即しての「個人の尊厳」の発現形態は、良心的兵役拒否であると論じられることがしばしばある。戦場で人を殺すことを倫理的に許容できない者に戦争への従事を強いることは、その者の「個人の尊厳」を毀損するとい

えそうだからである。だが、広中は、良心的兵役拒否を「個人の尊厳」と等置することを許さない。良心的兵役拒否者が「真に自己の個人としての尊厳を確保しようとするなら兵役拒否とともに反戦活動もすべきだ」と考えるからである。良心的兵役拒否者の「個人の尊厳」は「反戦活動」もしてはじめて全うされるのであり、良心的兵役拒否だけでは全うされない。

このような広中の解釈図式は、渡部が苦しんでいることの意味を説明する。虐殺命令拒否者の「個人の尊厳」は虐殺命令を拒否するだけでは全うされず、虐殺命令拒否と同時に「反戦活動」もしてはじめて全うされる。虐殺命令拒否だけでは「個人の尊厳」は全うされない。だから渡部は苦しんでいるのである。

渡部の短歌を広中の補助線で読むことによって、ふたつのことが分かる。

ひとつは、渡部ができなかった教官・僚友への説得は、——あまりに直截的であるがためにそれとは見えにくいけれども——語の本質的な意味で「反戦活動」と呼ぶべきものであるということである。

もうひとつは、渡部ができなかった「反戦活動」も、時計の針を少し巻き戻すなら、できたかもしれず(良心的兵役拒否者の「反戦活動」)、さらにもっと巻き戻せば、確実にできたといえる(平時の一般市民による「反戦活動」)ということである。

ここから導かれる差し当たりの教訓は、次のことであろう。

いまは当然できると思われていること——「反戦活動」——が、徐々にできにくくなり、そうして、最後にはできなくなるということ。

ことばの徹底した物質性により実在の事件の克明な記録としての性格をも有する渡部の「捕虜虐殺」は、その全記録が戦場において「反戦活動」ができなかったというそれ自体は当然であるにすぎないことに対する個人の悔恨に発しているが故に、そこに収められた短歌群を戦場文学としても比類なき強度へともたらしている。(84～87頁)

5、「戦場」は、「個人の尊厳」を蹂躪する

蟻川は、「戦場の極限的緊張状況にあつて、・・・殺さないと決めた兵士が、同時に、殺してはならぬと僚友に説くことは、絶望的に不可能である。殺さないと決め、ひとつの倫理的義務を果たしえた兵士も、しかし、殺してはならぬと僚友に説くもうひとつの倫理的義務は果たせないその事態を、広中俊雄は、『個人の尊厳』が全うされない事態と解した」とし、「窮極の場所で『個人の尊厳』が守られないならば、『個人の尊厳』を謳うこと(すべて国民は、個人として尊重される)——憲法13条前段)は虚しい」と次のように述べている。

戦場の極限的緊張状況にあつて、そうであればこそ、ふいと眼前に現われた敵兵を認めて、殺さないと決める瞬間は、どんな練達の兵士にも訪れうるのではないか。だが、殺さないと決めた兵士が、同時に、殺してはならぬと僚友に説くことは、絶望的に不可能である。殺さないと決め、ひとつの倫理的義務を果たしえた兵士も、しかし、殺してはならぬと僚友に説くもうひとつの倫理的義務は果たせないその事態を、広中俊雄は、「個人の尊厳」が全うされない事態と解した。

もとより、戦場においてまで「個人の尊厳」が貫徹されないとしても、それは世情の当然であると考える人が多いであろう。だが、渡部の場合に限らず、また、信仰の有無にもよらず、ひとりの兵士を「個人」にする雷鳴は、窮極の場所においてこそ轟きうるものであり、窮極の場所で「個人の尊厳」が守られないならば、「個人の尊厳」を謳うこと(すべて国民は、個人として尊重される)——憲法13条前段)は虚しい。(90頁)

上記引用と蟻川の「もうひとつは、渡部ができなかった「反戦活動」も、時計の針を少し巻き戻すなら、できたかもしれず(良心的兵役拒否者の「反戦活動」)、さらにもっと巻き戻せば、確実にできたといえる(平時の一般市民による「反戦活動」)ということである。」との指摘が、本件「戦争法」における原告らの基礎をなし、「戦争法」により原告らの「個人の尊厳」(人格権:憲法13条)が侵害されているのである。この点を後で詳細に述べる。

6、「戦争法」は、「個人の尊厳」を全うしえない事態を直面させる

蟻川は、戦場の極限的緊張状況では、『個人の尊厳』を全うしえない事態に必ず直面させる」とし、ゆえに「9条を持つ日本国憲法の13条は、だが、戦場という窮極の場所にあっては『個人の尊厳』が守られなくても仕方がないとする考え方をとらない」とし、「9条は、『軍隊』ではない自衛隊の『軍人』ではない自衛隊員を、『個人の尊厳』が全うされない戦場という窮極の場所に立たせないことを人々に約束する規定であるはずだ」とし、「戦争法」を違憲とする根源性を次のように述べている。

自衛隊の活動範囲を「非戦闘地域」に限定することにより、人が殺し、また、殺される戦場たる「戦闘現場」から自衛隊を能う限り引き離そうとした今日までの日本の安保法制の基本枠組みを捨て去り、「戦闘現場」に限りなく接近した場所で自衛隊が活動することを可能とする今般の安保法案は、自衛隊の活動が憲法9条違反と評価される事態を現出する可能性を高めると同時に、「戦闘現場」に限りなく接近して活動するひとりひとりの自衛隊員の誰かを、戦場という窮極の場所の故に、いつか、人知れず「個人」とし、先述したふたつの倫理的義務の前に立たせ、しかも、「個人の尊厳」を全うしえない事態に必ず直面させるだろう。

9条を持つ日本国憲法の13条は、だが、戦場という窮極の場所にあっては「個人の尊厳」が守られなくても仕方がないとする考え方をとらない。なぜなら、9条は、「軍隊」ではない自衛隊の「軍人」ではない自衛隊員を、「個人の尊厳」が全うされない戦場という窮極の場所(「戦闘現場」および「そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない[とは認められない]地域」)に立たせないことを人々に約束する規定であるはずだからである。

人が殺し、また、殺される戦場に自衛隊が展開する可能性を高める今国会審議中の安保法案に対する違憲論は、このような意味での根源的な「違憲」論として構成することのできるものであると私は考えている。(90～91頁)

なお、蟻川は、「広中においては、殺される側の立場に身を置くときに『人間』という

表象が用いられ、反対に、殺す側の立場に身を置くときに『個人』という表象が用いられている。そこから進んで、戦争という名のもとに理由なく殺されることが『人間の尊厳』の侵害であり、戦争に加担させられることにより、望んでいないにもかかわらず殺すことを強いられることが『個人の尊厳』の侵害であるとするのが、広中の言葉遣いの基本的な規約であると解釈することができそうである(広中「主題(個人の尊厳と人間の尊厳)に関するおぼえがき」、82～83頁。)(91～92頁)と述べている。

7、個人の尊厳＝経験的事実による論証

遠藤比呂通(憲法学元東北大学法学部助教授、弁護士)は、『学問／政治／憲法』(石川賢治:東京大学教授編者 岩波書店)の「個人の尊厳と人間の尊厳」のなかで、前記広中の問題提起とそれを受けた樋口陽一(東京大学名誉教授)の「個人の尊厳と人間の尊厳」における憲法9条の「戦争の放棄」との関係引用しながら次のように述べている。

四 個人の尊厳＝経験的事実による論証

樋口陽一氏は、2004年2月14日、民法学者の広中俊雄氏が主宰する「民法理論研究会」で「個人の尊厳と人間の尊厳」を主題とする報告を行った。その際、広中氏が、主宰者として、樋口氏が主題に関する報告を行うにいたった経緯について述べた後、「個人の尊厳と人間の尊厳」について次のように述べていることに、注目したい。

人殺しの前線に出る必要がないように、人殺しをしないでよいように配慮する仕組み……によって、なるほど兵役拒否者の個人としての尊厳、「個人の尊厳」というものは守られるにしても、自分の回りの大たち、自分と同じ個人としての尊厳が傷つかないことに満足するというのもおかしな話で、ほんとうに「個人の尊厳」を確保しようとするなら兵役拒否と同時に反戦活動をするほかはないのではないかとぼくは思うのです。しかしその両方を正面から国家が許すことは……事実上困難でしょう。「個人の尊厳」と、そして「人間の尊厳」を、より高い次元で確保する戦争放棄という道しかないだろうと考えることになりそうです。

本稿の主題である包摂命題(「人」権と人間の尊厳という形式と実質の両方を「個人」のなかに抱え込む)の検討において、広中氏の上記発言は極めて重要である。それは、この研究会の3年後の2007年11月号の法学セミナーにおいて、樋口氏が、広中発言に呼応して、次のように主張しているからである。

人間の尊厳＝生命の不可侵は、諸個人の生命を保護する義務を国家に課すが、その義務は軍備を保持し戦争によって個人の生命を犠牲にすること(「一殺多生」)を国家に求めるのではないか？

……近代立憲主義は、個人の自己決定と国家の自己決定の間で安易な類推を試みることを許さないはずであった。個人の生命を保護すべき国家の義務を根拠として軍備の保持とその行使を正統化するためには、論理ではなく、経

験的事実に照らした論証が求められるはずである。個人の生命を侵害することによって諸個人の生命を保護するという説明は、結果によって論証される必要がある。死刑はそのような結果を保証しなかった。戦争がそのような結果を保証しないことは、ほかならぬ日本近代の経験によって、あまりに悲劇的に——誤解を怖れずにいえば戯画的ですらあるような仕方——実証されたのではなかったのか。それこそが、憲法9条1項と2項が、立憲主義のあるべき展開にとって持つ意義なのである。

ここで樋口氏は、自己決定という枠組みの「フィクションとしての個人」の論理の力(形式)と、人間の尊厳という実質にとっての、験的事実による論証(実質)の双方が、立憲主義の展開にとって重要であると主張しているように、読める。

ここで私が注目したいのは、樋口氏が民法理論研究会で、「人間の尊厳」の実質を強調することに対する懐疑を述べる文脈で、自己にかかわるつぎのような「験的事実」を述べていたことである。

今、戦争という場での、特に良心的兵役拒否だけではだめだという論点を(広中先生か＝引用者)お出しくださいましたが、いわば先生と逆向きからみるのです。今のわれわれが選んでいる総理大臣は、特攻隊の遺品をみて感動の涙を流す。あるいは特攻隊でなくても、戦争で是非もなく非道なめにあい、また非道なめに相手をあわせる立場にあった人々がああいうふうにならぬと死んでいったことを、それがいちばん人間らしく、いちばん尊い「ヒューマン」な生き方なのだというふうに、少なくともある時期の日本社会ではひろく思い込まされていたのです。国民学校5年生で敗戦を迎えた私も含めて、特攻隊で死ぬことこそ人間の尊厳を生かすことなのだ、彼らはいわば尊厳死なのだというふうに思わされていたのです。ですから、「人間の尊厳」という言葉が出て来ると要注意だというのが、私の反応だったのです。

2004年2月14日に行われた、民法理論研究会での広中氏と樋口氏の対話において、個人の尊厳を良心的兵役拒否ととらえ、それでは、人殺しとしての戦争を放棄することはできないと広中氏が主張していたのに対し、樋口氏は、個人の中には個人の尊厳と人間の尊厳という、形式と実質の双方を包摂するという主張を語りながらも、「験的事実」に基づいて、人間の尊厳を強調することに警戒の念を表明していたのである。

しかるに、法学セミナー論文が発表された2007年11月の段階では、人間の尊厳の実質である「験的事実」は、警戒の念の表明のためではなく、個人の尊厳の論理によって、戦争放棄を論証するための決め手として引き合いに出されている。

樋口氏におけるこの変化は、広中氏が憲法9条の戦争放棄について、人間の尊厳を論拠の中心に据えて改正反対論を展開すべきだと主張したことに賛意を示したからだというのが、私の解釈である。広中氏はいう。

戦争は互いに敵国の人間を——今日では通常の事態であるが戦闘員・非戦闘員の区別なく多数の人間を——殺すことを当然のこととする国家権力の

作用であり、それが人間の尊厳に対する明白な侵害を内容としていることは否定する余地がない。……良心的兵役拒否者の反戦活動を許容することは……国家にとって困難とみられる……このように見てくると、日本の憲法9条のように「戦争の放棄」をすることが選択すべき道として明快であり最もすぐれていると考えられる。

五 個人の尊厳＝生活保護の現場で

個人の尊厳と人間の尊厳、形式と実質の双方を包摂する命題が立憲主義にとって持つ意義が、憲法9条の戦争放棄であるとする広中氏と樋口氏のこの考え方は、戦前に中国への植民地侵略に反対して、「国家の理想」を論じ、国家の理想たる正義の内容として、国際における侵略の禁止と、国内における最も小さきものへの虐待の防止を説いた、矢内原忠雄氏の思想と同一のものであると言ってよいだろう。(206～209頁)

中略

「国防軍」や、解釈改憲による「集団的自衛権」の容認が実現するためには、「個人の尊厳」と「人間の尊厳」の双方が邪魔になるというのが、樋口氏の指摘の意義であった。そうだとすれば、「人間の尊厳」を、より高い次元で確保する戦争放棄(広中氏)を擁護することや、「人」権と人間の尊厳という形式と実質の両方を「個人」のなかに抱え込むことが重要である樋口氏の指摘が時局的重要性を帯びることは疑いない。

問題は、それらをどこで、誰に向かって、主張していくかである。(214頁)

8、戦争の責任を負う者と負わぬ者

蟻川は、『二分論』は、戦争の責任を負う者と負わぬ者とを二分する」とし、『二分論』を否定し去ろうとする精神からは、およそ責任は生まれない」とし、ここに、渡部の葛藤や苦しみをみる。

これは、自らが殺すことを拒否するひとつの倫理的義務は奇跡的に果たすことができたけれども、殺してはならないと僚友を説得するもうひとつの倫理的義務を果たすことは絶望的に不可能であった、渡部良三の「戦場」でもある。

ここで、あらためて「二分論」に返ろう。渡部は、敗戦後、次のように詠んでいる。

創世の御旨に背き「聖戦」を
国民に強いたる大臣裁かる

ここに見られるのは、典型的な「二分論」である。だが、同時に、渡部は、歌集の最後を次の歌で締めくくっている。

強いられし傷み残れど侵略を
なしたる民族のひとりぞわれは

「二分論」は、戦争の責任を負う者と負わぬ者とを二分する。

われわれは、普通、戦争の責任を負う者は戦争指導者であり、初年兵は責任を負わぬものと高を括る。映画『私は貝になりたい』（東宝、1959年）は、その初年兵が、にもかかわらずBC級戦犯として訴追され、刑場の露と消える不条理を訴えるトーンに貫かれており、主人公が13段階を昇るその結末も、末端の兵士は責任を負わされないと高を括ることの倫理的迂闊を、観る者に容易には悟らせない。けれども、主人公が問われた罪状は、木にくくりつけられた捕虜を銃剣で突く捕虜虐殺であり、まさしく渡部が命を賭して拒否した行為そのものである。

一般に「二分論」が末端の兵士の責任を問わないものであることからすれば逆説的であるが、「二分論」がなければ、末端の兵士は自らに（誰かが責任を負わなければならないならば自らのした具体的行為を顧みてそれが自分ではないと言い切れぬという意味で）責任があるかもしれないという認識に直面する機会さえ与えられない。捕虜を殺してはならないと教官や僚友に説けなかったことを渡部が悔い、自らに責任を課し続けえたのは、彼が典型的な「二分論」を内面に持っていたからである。自らの内面に「二分論」があれば、あとは、その線をずらす（自分を責任を負わぬ者の範疇に入れる線をずらし責任を負う者の範疇に含ませる）だけである。「二分論」を否定し去ろうとする精神からは、およそ責任は生まれない。

この兵士の戦争「責任」を自覚することで渡部は、「木にくくりつけられた捕虜を銃剣で突く捕虜虐殺」などの忌まわしい侵略戦争を過ぎ去った過去のものではなく、現在においても苦しんでいるのである。それは、あの忌まわしい侵略戦争を「聖戦」ととし、この戦争に「民族のひとり」として加担したことである。

一方、蟻川は、現在日本の内閣総理大臣の地位にある安倍晋三をこの戦争「責任」を認識していないと『『個人の尊厳』と九条』の「一 『二分論』を否定する安倍氏」において次のように述べている。

安倍氏が認めようとしなないのは、先の戦争が「誤った戦争」であるとする認識である。

これは、以下に述べる「二分論」に対する態度によって決せられている。国民中に戦争指導者と一般国民とを区別し、戦争の責任は前者に属し、後者に属さない、とするのが「二分論」である。

「誤った戦争」であることを認めることは、戦争指導の誤りを認めることである。戦争指導者によって引き起こされた戦争を「誤った戦争」とは認めないことにおいて、安倍氏は、「二分論」を否定しているのである。

反対に、安倍氏が認めるのは、「戦争の惨禍」への「反省」である。

「戦争の惨禍」への「反省」は、戦争指導者による戦争指導の誤りを認めずとも、つまり、「二分論」を認めずとも、可能である。やむをえざ行なった戦争という理解のもとでも、戦争である以上生起する悲惨を結果としてもたらしたことに対

する「反省」は観念しうるからである。

「二分論」と戦後世界の国際秩序

ところで、「戦争の惨禍」ということばは、日本国憲法前文にも見られる。注意すべきは、日本国憲法前文における「戦争の惨禍」への反省が、安倍氏の場合とは異なり、「二分論」の肯定の上に表明されているという点である。憲法前文は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」と述べ、先の戦争における「戦争の惨禍」をもたらした「政府」を、戦前・戦中の国民から明瞭に切り離している。「政府」の語がここ以外には出てこないことから分かる。「二分論」を表示するためにこの語が選択されたのである。

しかも、「政府」の語は、単に憲法前文においてほかには出てこないだけではない。憲法本文でも一度も出てこない。憲法は、前文でも、本文でも、「国家」の語を多用している。「国家」は、少なくとも正統性の源泉としては、そのなかに「国民」を取り込んだ概念である。だから、「国民」から切り離された戦争指導者を表わすには、「国家」ではない別の語が必要となる。「政府」の語が日本国憲法全体を通じて、ただ一か所「戦争の惨禍」の個所でのみ用いられているのは、このためである。日本国憲法は、「二分論」に本気なのである。

一方、安倍氏は、その「二分論」に徹底して対立的である。1978年にA級戦犯を合祀した靖国神社に、2013年12月、安倍氏は、首相として参拝した。この振舞いは、戦争責任を確定された戦争指導者を社会的に免罪する効果を国際社会に喚起する限りで、「二分論」を否定する象徴的行為である。参拝がとりわけ中国を刺激したのも、1972年の日中国交正常化に際して、中国が先の戦争の加害者は日本の一部の軍国指導者であり日本人民はそれら軍国指導者に操られた被害者であるとの「二分論」を以て、多くのことを呑み込んだ経緯があったことにもよる。

「二分論」は、だが、単に中国における支配的な対日戦争観念にとどまるものではない。

それは、ポツダム会談参加国において優勢な対日戦争観念であった。「日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタ者」と「日本国国民」とを二分し、前者の「権力及勢カハ永久ニ除去セラレサルヘカラス」としたのが、ポツダム宣言第6項である。

さらに、アウシュヴィッツに窮まるナチスの蛮行をドイツの一般市民から切り離すことにおいて、「二分論」は、連合国における対独戦争観念となるとともに、戦後西ドイツにおけるドイツ人自身による「時効なき」責任追及の基礎ともなった。

以上から知られるように、「二分論」の意味するところは、戦争責任の観念の中核に喰い込んでいる。戦争を戦争裁判の対象とし、戦争指導者等を訴追するという責任追及の方式自体が、「二分論」を基底に置いている。戦争責任を追及する伝統的な方式に、賠償金の請求があるが、それが、「国家」に賠償を求めることにおいて、実質的には、税金を支払う「国民」に責任をあまねく負担させる責任追及方式（「二分論」の否定）といえるのに対し、戦争指導者等に刑事責任を負わせる戦争裁判方式は、訴追対象の特定を必要とするその方式の性格上、「国民」一般を責任の負担から免除する責任追及方式（「二分論」の肯定）となる。

安倍氏は、2013年3月12日の衆議院予算委員会で、極東国際軍事裁判（東京裁判）を指して、「連合側[の]勝者の判断によってその断罪がなされた」と述べ、同裁判への不信を露わにしている。この不信の背後にも、戦争裁判方式という形をとった「二分論」の発現に対する安倍氏の不同意がある。

敗戦後の占領下にあった日本が「極東国際軍事裁判所」の「裁判を受諾」したことによって国際社会への復帰を認められた以上（サンフランシスコ講和条約11条）、この根本条件を覆しえないことは安倍氏も理解している。だからこそ、東京裁判を法的に拒否できない安倍氏は、「二分論」を政治的に拒否するのである。東京裁判の逸すべからざる根底のひとつは、紛れもなく「二分論」にある。ここまでに見たところから察せられるように、「二分論」を政治的に拒否することは、意識すると否とによらず、日本国憲法を含む戦後世界の国際秩序に総体として復讐する振舞いなのである。そうして、「戦後レジームからの脱却」を主張する安倍氏は、そのことを意識しているのである。

「二分論」の肯定が、戦争指導者の責任を問い、一般国民の責任を問わないことを意味するとしたら、「二分論」の否定が意味するのは、戦争指導者の責任を問い、かつ、一般国民の責任も問う（全ての者の責任の肯定＝全肯定）か、そうでなければ、戦争指導者の責任も、一般国民の責任も、ともに問わない（全ての者の責任の否定＝全否定）か、のいずれかである。

ここで重要なのは、全肯定と全否定は、別のことではないということである。権限と役割とにおいて顕著に異なる者を同一に扱う操作から導出可能な責任は、対象と射程を具体的に画定しえない事柄に対する抽象的な責任（「一億総懺悔」）でしかなく、それは、責任を負わないこと（「無責任の体系」）と同じことだからである。

「二分論」を有耶無耶にする土壌からは、「責任」が蒸発する。（76～79頁）

このように安倍首相は、あの戦争責任を「二分論」として日本国内政治上の言動において否定し、「戦争法」を強行成立・施行させた。しかし原告らは、その安倍首相とは異なり、渡部と同様に、戦争「責任」の「二分論」に基づき、あの忌まわしい侵略戦争における国民としての「責任」があると認識し、その反省に基づく憲法前文および9条などに反する本件「戦争法」の成立・施行を許したことの国民「責任」を痛感している。

9、小結（「戦争法」は、「個人の尊厳」「平和的生存権」を侵害する）

（1）「戦争法」は、憲法前文・9条・13条に反し、「個人の尊厳」を侵害する

先掲の遠藤は、樋口の憲法9条の「戦争放棄」と「個人の尊厳と人間の尊厳」との関係引用し、「人間の尊厳＝生命の不可侵は、諸個人の生命を保護する義務を国家に課すが、その義務は軍備を保持し戦争によって個人の生命を犠牲にすること（「一殺多生」）を国家に求めるのではないか？ ……近代立憲主義は、個人の自己決定と国家の自己決定の間で安易な類推を試みることを許さないはずであった。個人の生命を保護すべき国家の義務を根拠として軍備の保持とその行使を正統化するためには、論理ではなく、経験的事実に照らした論証が求められるはずである。個人の生命を侵害することによって諸個人の生命を保護するという説明は、結果に

よって論証される必要がある。・・・戦争がそのような結果を保証しないことは、ほかならぬ日本近代の経験によって、あまりに悲劇的に・・・実証されたのではなかったのか。それこそが、憲法9条1項と2項が、立憲主義のあるべき展開にとって持つ意義なのである。」と述べている。

つまり、憲法9条を持つ日本国憲法の13条は、戦場という窮極の場所にあつては「個人の尊厳」が守られなくても仕方がないとする考え方をとらず、憲法9条は、「軍隊」ではない自衛隊の「軍人」ではない自衛隊員を、「個人の尊厳」が全うされない戦場という窮極の場所に立たせないことを人々に約束する規定であり、それは、国家の国民に対する義務であり、国民の具体的権利である。

ところが、「戦争法」は、自衛隊部隊の活動を人が殺し、殺される戦場(戦闘現場)に道を開いた。この戦場の極限的緊張状況では、「個人の尊厳」を全うしえない事態に必ず直面させる。したがって、本件「戦争法」は、自衛隊員の「個人の尊厳」(人格権)を侵害する。原告準備書面である本件「戦争法」が憲法違反であると述べてきた。これらの理由に加えて、前記の理由から、本件「戦争法」は、憲法13条に反し、違憲・違法であり、個人の尊厳を侵害する。

(2)「戦争法」は、憲法前文・9条・13条に反し、「平和的生存権」を侵害する

憲法9条を持つ日本国憲法の13条は、戦場という窮極の場所にあつては「個人の尊厳」が守られなくても仕方がないとする考え方をとらず、憲法9条は、「軍隊」ではない自衛隊の「軍人」ではない自衛隊員を、「個人の尊厳」が全うされない戦場という窮極の場所に立たせないことを人々に約束する規定であり、それは、国家の国民に対する義務であり、国民の具体的権利である。

ゆえに、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、世界の安全と生存を保持しようと決意し、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思い、私たちは、全世界の人々が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認したのである。これは、極めて具体的な国民および日本政府に対する世界の人々の権利である。

ところが、本件「戦争法」は、自衛隊部隊の活動を人が殺し、殺される戦場(戦闘現場)に道を開いた。つまり、「戦争法」は、憲法前文および憲法9条が目指す、武力ではない、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、世界の安全と生存を保持し、平和のうちに生存する権利を侵害する。

第二、「戦争法」が、原告らの「個人の尊厳」「平和的生存権」を侵害する構造

以上のように本件「戦争法」は、自衛隊部隊の活動を人が殺し、殺される戦場(戦闘現場)に道を開いた。この戦場の極限的緊張状況では、「個人の尊厳」を全うしえない事態に必ず直面させ、自衛隊員などの「個人の尊厳」(人格権)を侵害する。また本件

「戦争法」は、自衛隊部隊の活動を人が殺し、殺される戦場(戦闘現場)に道を開き、憲法前文および憲法9条が目指す、武力ではない、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、世界の安全と生存を保持し、平和のうちに生存する権利を侵害する。

1、「個人の尊厳」「平和的生存権」が侵害されないための平時の不断の努力

「個人の尊厳」が侵されるのは、「戦場」に放り込まれる自衛隊員らだけではない。

前述のように、アジア太平洋戦争に学徒兵として出征した渡部良三は、新兵教育と称して、中国人捕虜5人を初年兵ら48人によって虐殺させる演習を強制された。しかし、渡部はこれを拒否した。しかし、渡部は、「なぜ自分は、あのとき、自らが命令を拒否するだけでなく、木にくくりつけられた捕虜の前に進み出て、殺してはならぬ、と教官や僚友に説くことができなかつたのか。」とそのことを生涯悔い続ける。

虐殺命令拒否者の渡部の「個人の尊厳」は虐殺命令を拒否するだけでは全うされず、虐殺命令拒否と同時に「反戦活動」もしてはじめて全うされるということである。つまり、虐殺命令拒否だけでは「個人の尊厳」は全うされないのだ。

先の引用の「もちろん、その場において、そんな説得を敢行することは不可能である。自ら命令を拒みえただけで奇跡であり、その上捕虜を殺してはならぬと教官や僚友に説くことなど、到底常人に期待できることでないのは、火を見るよりも明らかである。だが、重要なことは、それでも人は苦しむということである。ひとつの奇跡をなし遂げ、さらにもうひとつの奇跡をなし遂げることは、求めるべくもないことであるけれども、渡部が苦しんでいるのが事実である以上、傍から、そんなことに苦しむ必要はないのですと提言しても、渡部の生きている現実は少しも治癒されない。」

しかし、渡部が当時それをできなかつた「反戦活動」も、時計の針を少し巻き戻すなら、できたかもしれない。さらにもっと巻き戻せば、確実にできたといえる。つまり、平時の一般市民による「反戦活動」ということである。ここから導かれる差し当たりの教訓は、次のことで、いまは当然できると思われていること——「反戦活動」——が、徐々にできにくくなり、そうして、最後にはできなくなるということである。

これは、憲法12条の「憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」ということを示している。

つまり、「憲法が国民に保障する自由及び権利」である「個人の尊厳」や「平和的生存権」を不断の努力を怠ることなくこれを堅持しようとする活動を国が侵害したり、妨げることが、許されない。このことは、近代立憲主義の基本原則である。

したがって、これに国が反することは、「個人の尊厳」擁護義務・「平和的生存権」擁護義務の明確な侵害であり、憲法12条の国民の不断の努力義務に基づく妨害に該当し、違憲・違法となる。

別途準備書面(14)で詳細に述べるが、本件「戦争法」は、「憲法が国民に保障する自由及び権利」である「個人の尊厳」や「平和的生存権」を不断の努力を怠ることなくこれを堅持しようとする原告ら活動を政府の行為により、これを著しく妨害し、困難にする。したがって、本件「戦争法」は、原告らの具体的な権利である「個人の尊厳」・「平和的生存権」の明確な侵害であり、憲法12条の国民の不断の努力義務に基づく妨害に該当し、違憲・違法となる。

2、『茶色の朝』が示す平時の不断の努力のみが「平和的生存権」などを擁護する

フランスで出版され、世界各地でも爆発的に読まれベストセラーの寓話『茶色の朝』（フランク・パブロフ著：原本1998年出版）は、平時の不断の努力による「平和的生存権」「個人の尊厳」が不可欠であることを端的に現している。

「茶色」は、かつて、ナチス・ドイツに侵攻された歴史を持つ欧州の人々にとって、初期のナチス党が制服に使っていたナチズム、あるいはファシズムの象徴である。わずか11頁の寓話『茶色の朝』は、全欧州で擡頭する極右運動への人々の危機感を覚醒させたと言われている。寓話『茶色の朝』の概要は、次のとおりである。

主人公はある日、友人に彼の飼犬だった黒色のラブラドルを安楽死させた、と告げられる。主人公が白地に黒のぶちが入った猫を処分したのと同様に、毛が茶色以外の犬猫を飼ってはならないという法律を政府がつくったからだ。街には自警団がつくられ、毒入り団子が無料配布される。主人公は胸を痛めるが、人間ののどもと過ぎれば熱さも忘れるものさ、と呑気に構える。そのうち、この法律を批判する新聞が廃刊に追い込まれ、この新聞社系列の出版物が街中から強制撤去される。

あらゆる言葉に「茶色」という修飾語を織り交ぜ友人と会話をするようになる主人公。やがて「茶色に染まること」に違和感を感じなくなっていく。

ある日、お互い自分からすすんで飼いはじめた茶色の犬と猫とを見せあいながら、二人は笑い転げる。「街の流れに逆らわないでいさえすれば」「茶色に守られた安心、それも悪くない」と。

だが、「快適な時間」を過ごしていたはずの彼らに、突然「国家反逆罪」のレッテルが張られというものである。

高橋哲哉（東京大学大学院教授）は、この本への「メッセージ」のなかで、「私たちのだれもがもっている怠慢、臆病、自己保身、他者への無関心といった日常的な態度の積み重ねが、ファシズムや全体主義を成立させる重要な要因であることを、じつにみごとに描き出して」いると述べている。そして、この物語は日本にも無縁ではない、主人公たちが「茶色」を受容していく時に持ち出すさまざまな「言い訳」と似たような理由をつけてその都度「流れ」を受け入れているじゃないか、と警鐘を打ち鳴らす。そしてこう結ぶ。「やり過ぎさないこと」「思考停止をやめること」が必要だと。

3、「戦争法」は、原告らの平時の不断の努力の活動の侵害

原告らは、訴状に記載のように(ア)「先の侵略戦争の反省に基づき日本国憲法の前文の趣旨（政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、世界の安全と生存を保持しようと決意し、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う）（以下「前文の趣旨」という。）の実現を求める愛媛県内に在住する者ら」であり、(イ)「前文の趣旨の実現を求める愛媛県外の日本国内に在住する日本国民ら」であり、(ウ)「前文の趣旨と同様に、国際社会の平和と

平和的生存権が国際社会の平和に不可欠であると考え、それを求める国際社会に生きる者らである。

つまり、日本国は、加害の歴史の反省に基づき、再び国際社会の平和の脅威にならないことを宣言することで、国際社会に復帰した。国際社会の平和の脅威にならない宣言とは、憲法前文と憲法9条の「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄」し、「戦力は、これを保持」せず、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、世界の安全と生存を保持」するという立憲平和主義の規定である。

これを原告らの信念として、アジア諸国の人々との友好を深めるための相互理解を深めるために、この障害となる歴史修正主義の歴史教科書問題や自衛隊の海外派兵に反対してきた。このことが、本件訴訟原告(ウ)との共同を生み出している。

ところが、被告国は、「個人の尊厳」を侵害し、「平和の「うちに生存する権利」を侵害する本件「戦争法案」を強行成立さようとした。

これに対して、日本国民原告らを含め日本列島各地で多くの人々が立ち上がり、声を上げ、本件「戦争法案」が憲法違反だと訴え、この法案成立を押し止めようとした(詳細は準備書面(4))。しかし、安倍政権は、私たちのこの多くの声を無視し、踏みつけ、日本が再び世界の平和の脅威となる本件「戦争法」を成立させた。

日本国民原告らは、①「二分論」により加害の戦争「責任」を負っていること、憲法前文および憲法9条は、②日本の加害の歴史を踏まえて、日本が再び国際社会の脅威にならず、国際社会に復帰するための担保としての位置付けの国際公約・宣言としての証文であると認識している。

したがって、日本国民原告らは、前記の活動を行ったが、本件「戦争法」を成立させてしまったことで、特に②の証文を空手形化させてしまった「責任」を痛感し、悩み負う。また、これまでの各原告らが行ってきた憲法12条に基づく不断の努力が、本件「戦争法」によって、踏みつけられたことに耐え難い痛みをもつ。

なによりも、本件「戦争法」は、再び国際社会における平和のうちに生存する権利の脅威となっていることに対する怒り、精神的苦痛を被っている。この痛みは耐え難い。

民衆の長年の不断の努力(闘い)と英知により、権力を〈法〉で縛り、権力の行使を制限する立憲主義原理(法による予防概念)を生み出した。権力の行使の濫用の最も最たるものが、民衆の意思を無視した「政府の行為による戦争」であることは、人類の経験則により明らかである。この歯止めとして、前記の①②の結果としての、アジア史・世界史のなかの国際的歴史認識に基づく憲法前文と憲法9条である。

前述した、アジア太平洋戦争に学徒兵として出征した虐殺命令拒否者の渡部良三の悩み、厳しい現実、ナチスドイツの寓話『茶色の朝』が示すように、その事態が起こってしまったからでは、「個人の尊厳」も「平和的生存権」も存在せず、その権利を主張すること自体、己の命がけの決意と現実を迫られる。したがって、「個人の尊厳」「平和的生存権」など私たちの権利が確保するためには、平時の不断の努力しかないということである。

つまり、平時における不断の努力による私たちの「個人の尊厳」「平和的生存権」にかかわる活動への政府の侵害・妨害などが、私たちの具体的な権利の侵害でないとすれば、事実上、「個人の尊厳」「平和的生存権」という権利は、存在しないと言うことを人類史的経験則が明らかにしている。

過去の歴史から学ぶという経験科学・歴史科学に基づく予防的概念(この詳細は、

別途準備書面で述べる。)からも、立憲平和主義に基づく本件原告らのこれまでの取り組みを反故にする本件「戦争法」は、私たちの「個人の尊重」「平和的生存権」を侵害し、損害を与える。これをこのまま放置すれば、その被害はさらに拡大する。

結語——「戦争法」は、「個人の尊厳」「平和的生存権」「不断の努力」を侵害

以上のように「戦争法」は、憲法前文および憲法9条ならびに憲法13条に反し、違憲・違法である。

原告らは、この違憲・違法な本件「戦争法」により、具体的権利である「人格権(個人の尊厳)」および「平和的生存権」が侵害され、憲法12条の私たちの平時の日常の不断の努力に対する侵害であり、耐え難い苦痛を被る。この私(たち)の具体的権利である「人格権(個人の尊重)」および「平和的生存権」ならびに「不断の努力」への被害に対する法的保護がなされなければならない。

したがって、被告の準備書面(1)および同(2)の「被告国の人格権」および「平和的人格権」に関する被告の主張に事実誤認・理由不備があり、失当である。

以上